

鳥 取 県 採 石 事 務 取 扱 要 綱

第 1 章 総 則

(目的)

第 1 条 この要綱は、採石法（昭和25年法律第291号。以下「法」という。）及び採石法施行令（昭和46年政令第279号。以下「政令」という。）及び採石法施行規則（昭和26年通商産業省令第6号。以下「省令」という。）並びに鳥取県採石条例（平成15年鳥取県条例第72号。以下「条例」という。）及び鳥取県採石条例施行規則（平成16年鳥取県規則第19号。以下「規則」という。）の施行に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(用語)

第 2 条 この要綱において使用する用語は、法、政令、省令、条例及び規則の例による。

(採石業の定義)

第 3 条 採石をする者が行う行為が、次の各号のいずれにも該当するときは、採石業に該当するものとする。

- (1) 営利又は非営利に関わらず、採石を事業目的とし、岩石の採取量が1,000立方メートル以上であり、かつ、当該採石が1箇月以上継続していること。
- (2) 当該採石に係る岩石を販売し、又は他の場所において使用していること。
- (3) 岩石の加工又は販売のみを行っているものでないこと。

第 2 章 業 者 登 録

(業者登録の申請)

第 4 条 法第32条の2の規定に基づく業者登録の申請は、知事又は、住所地又は主たる事務所の所在地において、次の表の住所地又は所在地の区分に従い、それぞれ同表の所管総合事務所長等の欄に定める総合事務所長、西部総合事務所日野振興センター所長又は県土整備事務所長（以下「総合事務所長等」という。）に省令様式第1の採石業者登録申請書を提出して行うものとする。

住所地又は所在地	所管総合事務所長等
鳥取市及び岩美郡	鳥取県土整備事務所長
倉吉市及び東伯郡	中部総合事務所長
米子市及び境港市並びに西伯郡	西部総合事務所長
八頭郡	八頭県土整備事務所長
日野郡	西部総合事務所 日野振興センター所長

2 前項の規定に基づき採石業者登録申請書の提出を受けた総合事務所長等は、当該申請書の形式的な事項について審査し、速やかに知事に進達するものとする。

3 省令第8条第2項の書類は、次の各号に掲げる区分に従い、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 省令第8条第2項第1号 誓約書（申請者用）（要綱様式第1号）
- (2) 省令第8条第2項第2号 省令様式第11の写し又は省令様式第13の写し
- (3) 省令第8条第2項第3号 誓約書（業務管理者用）（要綱様式第2号）
- (4) 省令第8条第2項第4号 業務管理者雇用証明書（要綱様式第3号）又は雇用契約書の写し及び住民票（県内居住者は不要）
- (5) 省令第8条第2項第5号 当該申請に係る法人の登記事項証明書
- (6) 省令第8条第2項第6号 申請者（法人である場合には、業務を行う役員）、業務管理者の生年月日及び性別を証する書面

(採石業者の登録)

第 5 条 知事は、法第32条の登録の申請に基づき登録を行ったときは、当該申請に係る採石業者に採石業者登録証（要綱様式第4号）を交付するとともに、採石業者登録簿（要綱様式第5号）に登載するものとする。

(事業の承継)

第 6 条 法第32条の6第2項の事業の承継の届出は、省令様式第3（当該届出をしようとする者の登録をした都道府県提出用）又は省令様式第4（当該承継に係る採石業の登録をした都道府県提出用）の採石業承継届書を提出して行うものとする。

2 前項の届出は、第4条第1項及び第2項の規定を準用する。

3 省令第8条の3第2項の書類は、次の各号に掲げる区分に従い、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 省令第8条の3第2項第1号 省令様式第4の2及び事業の全部譲渡契約書の写し
- (2) 省令第8条の3第2項第2号 省令様式第5及び戸籍謄本
- (3) 省令第8条の3第2項第3号 省令様式第6及び戸籍謄本
- (4) 省令第8条の3第2項第4号 法人の登記事項証明書
- (5) 省令第8条の3第2項第5号 省令様式第6の2、事業の全部承継契約書の写し及び法人の登記事項証明書
- (6) 省令第8条の3第2項第6号 誓約書（承継人用）（要綱様式第6号）
- (7) 省令第8条の3第2項第7号 承継人（法人である場合には、業務を行う役員）の生年月日及び性別を証する書面
（登録事項の変更の届出）

第7条 法第32条の7第1項の規定に基づく業者登録の変更の届出は、省令様式第7の登録事項変更届出書を提出して行うものとする。

2 前項の届出には、第4条第1項及び第2項の規定を準用する。

3 省令第8条の4第2項の書類は、次の各号に掲げる区分に従い、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 当該変更が法人の業務を行う役員に係るものであるとき。 誓約書（役員変更用）（要綱様式第7号）及び第4条第3項第6号に掲げる書面（当該変更に係るものに限る）
- (2) 当該変更が業務管理者の変更又は事務所の新設に係るものであるとき。 第4条第3項第2号から第4号まで及び第6号（当該変更に係るものに限る）に掲げる書類（業者登録の廃止）

第8条 法第32条の8の規定に基づく業者登録の廃止の届出は、省令様式第8の採石業廃止届出書を提出して行うものとする。

2 前項の届出は、第4条第1項及び第2項の規定を準用する。

3 採石業者は、第1項の規定に基づき採石業廃止届出書を提出するときは、採石業者登録証（要綱様式第4号）を返納するものとする。

（合格証等の再交付）

第8条の2 省令第8条の13の規定に基づく採石業務管理者合格証又は認定証の再交付の申請は、再交付申請書（要綱様式第16号）を知事又は最寄りの総合事務所長等に提出して行うものとする。

2 採石業者登録証の再交付の申請は、採石業者登録証再交付申請書（要綱様式第17号）を知事又は最寄りの総合事務所長等に提出して行うものとする。

第3章 採石認可

（採石認可の申請）

第9条 法第33条の3第1項の規定に基づく採石計画の認可の申請は、当該申請に係る採石場の所在地において、第4条第1項の表の採石場の所在地の区分に従い、それぞれの総合事務所長等に、規則様式第1号の採石計画認可申請書を提出して行うものとする。

2 前項の申請には、規則様式第2号及び第6号から第11号までを添付するとともに、次の表の様式の区分に従い、それぞれ同表の添付書類の欄に定める書類を添付するものとする。

様式	添付書類
1 規則様式第1号 （採石計画認可申請書）	(1) 採石場に係る土地の位置図 (2) 採石場及びその周辺の見取図 (3) 採石場に係る土地の実測平面図 (4) 採石場に係る土地の実測縦断面図に当該土地の計画地盤面を記載したもの (5) 採石場に係る土地の実測横断面図に当該土地の計画地盤面を記載したもの

	<ul style="list-style-type: none"> (6) 採石場の区域に係る丈量図 (7) 採石場の区域に係る公図 (8) 採石場の現況を撮影した写真 (9) 採石業者登録証（要綱様式第4号）の写し (10) 土地関係調書（要綱様式第8号） (11) 採石場に係る土地の登記事項証明書 (12) 採石場の区域に隣接する土地の登記事項要約書 (13) 採石場に係る土地において採石が行える旨を内容とする土地所有者その他当該土地に関し第三者に対抗する権利を有する者等との契約書又は同意書の写し、及び採石場に係る土地の売買予約契約書の写しその他当該土地について採石が行える権利を取得する見込みがあることを証する書類 (14) 採石場の区域に隣接する土地所有者が隣接地において採石業がなされることを同意したことを示す書面 (15) 地元公共団体等との協議等が必要なときは、その協議において異議がなかったことを証する書類 (16) 関係法令調書（要綱様式第9号） (17) 採石に関し他の行政庁の許可、認可その他の処分が必要なときは、当該処分を行った行政庁が発行した証明書、許可書、認可書、許可通知書等の写し又は当該他の行政庁に提出した許可、認可その他の処分を受けるための申請書等の写し
2 規則様式第2号 (採石跡地資金計画)	事業概要または事業計画がわかるもの（必要資金確保の計画中、事業収入に係るもの）
3 規則様式第6号 (採石施工計画)	<ul style="list-style-type: none"> (1) 採石場の掘削後の計画見取図（掘削が段階をおって行われるときは段階ごとのもの） (2) 掘削後の土地の計画平面図（掘削が段階をおって行われるときは段階ごとのもの） (3) 1の(4)及び(5)の書類（掘削が段階をおって行われるときは段階ごとのもの） (4) 採石場の代表的な断面に計画を示したもの（掘削が段階をおって行われるときは段階ごとのもの） (5) 採石に係る機械設備の配置を示したもの
4 規則様式第7号 (掘削作業計画)	<ul style="list-style-type: none"> (1) 岩石の賦存の状況を示す書類 (2) 切土、盛土、埋戻しの土量計算書 (3) 土堤等の構造計算書 (4) 土堤等の構造図 (5) 盛土の安定計算書 (6) 隣接地の利用状況及び採石場と隣接地の関係が分かる図面 (7) 管理・監督を行う業務管理者の合格証等（省令様式第11又は省令様式第13）の写し (8) 災害発生時の連絡系統図
5 規則様式第8号 (岩石運搬計画)	<ul style="list-style-type: none"> (1) 採石場から国道又は県道に至るまでの経路を示した図面 (2) 洗車場の構造図 (3) 採石場への搬入出において、道路法上の道路以外を使用する場合、その道路管理者の同意書
6 規則様式第9号 (汚濁水等処理計画)	<ul style="list-style-type: none"> (1) 排水系統図 (2) 排水施設、土留め施設等の構造図 (3) 水理計算書

	(4) 汚泥の堆積場所が分かる図面 (5) 排水先水路の管理者の同意書
7 規則様式第10号 (採石跡地整理計画)	(1) 跡地保証書の写し (2) 土留施設等の構造図 (3) 土留施設等構造計算書 (4) 緑化に係る土地の平面図 (緑化措置が段階をおって行われるときは段階ごとのもの) (5) 緑化に係る土地の横断面図 (緑化措置が段階をおって行われるときは段階ごとのもの)
8 規則様式第11号 (廃土等堆積計画)	(1) 廃土等の堆積場の位置図 (2) 廃土等の堆積場の計画平面図 (3) 廃土等の堆積場の計画横断面図 (4) 廃土等の堆積場の計画縦断面図 (5) 廃土等の堆積場の標準断面図 (6) 堆積場内の排水系統図 (7) 堆積場の排水施設・土留施設の構造図 (8) 堆積場内の排水施設の水理計算書 (9) 廃土・廃石の堆積安定計算書 (10) 廃土・廃石の発生計算書 (11) 廃棄物部局に提出した書類 (12) 脱水ケーキが廃棄物でないことの確認を受けたことを証する書面及び確認を受けるために提出した書面

3 総合事務所長等は、法第33条又は法第33条の5第1項の規定に基づき認可又は不認可の処分を行ったときは、その内容を知事及び採石計画の認可申請時に意見照会を行った市町村長及び跡地保証書を発行した機関に通知するものとする。

第10条 次に掲げる場合に該当する認可計画の変更を行おうとする採石業者は、法第33条の規定に基づき採石計画の認可の申請を行うものとする。

(1) 認可計画の変更の事項が採取の期間の延長であるときあって、当該採取の期間の延長が天変地異、申請者の責めに帰さない事業の休止等やむを得ないものと合理的に認められるものでないとき。

(2) 認可計画の変更の事項が採取の期間以外であるときであって、当該変更が行われることにより、採石の方法、災害防止施設等が一新されるとき。

(採石計画認可台帳)

第11条 総合事務所長等は、法第33条又は法第33条の5第1項の規定に基づき認可又は不認可の処分を行ったときは、採石計画認可台帳(要綱様式第10号)に登載するものとする。

(認可計画の変更)

第12条 法第33条の5第1項の規定に基づく認可計画の変更の認可の申請は、規則様式第3号の認可計画変更認可申請書を提出して行うものとする。

2 法第33条の5第2項の規定に基づく認可計画の軽微な変更の届出は、規則様式第4号の認可計画軽微変更届を提出して行うものとする。

3 法第33条の5第4項の規定に基づく変更の届出は、省令様式第17の氏名等変更届書を提出して行うものとする。

4 第1項の申請又は第2項若しくは前項の届出は、第9条第1項及び第2項の規定を準用する。

5 第1項の申請又は第2項若しくは第3項の届出は、当該変更により変更が必要な書類を添付するものとする。

(採石の廃止等)

第13条 法第33条の10の規定に基づく採石の休止又は廃止の届出は、省令様式第18の岩石採取休止・廃止届書を提出して行うものとする。

2 前項の届出は、第9条第1項の規定を準用する。

(採石の協議)

第14条 国又は地方公共団体が法第42条の2の規定に基づき行う採石の協議は、当該国又

は地方公共団体が行う採石（以下「公共採石」という。）が採石を主目的としない公共工事に伴うものであるときは、第4条第1項の表の採石場の所在地の区分に従い、それぞれの総合事務所長等に採石計画協議書（要綱様式第11号）を提出して行い、公共採石が採石を主目的とする公共工事に伴うものであるときは、第9条の規定を準用して採石の協議の手続きを行うものとする。

2 前項の協議には、次の各号に定める書類を添付するものとする。

- (1) 採取位置を示した位置図
- (2) 工事内容を示した現況平面図に計画を記載したもの
- (3) 工事内容を示した現況縦断面図に計画を記載したもの
- (4) 工事内容を示した現況横断面図に計画を記載したもの
- (5) 工事内容を示した標準横断面図
- (6) 岩石の搬出先までの経路を示した図面
- (7) 工事予定工程表

3 協議が成立した公共採石に係る採石計画の変更並びに採石の休止又は廃止 については、第12条第1項、第4項及び第5項又は前条の規定を準用するものとする。

（申請書等作成要領）

第15条 前章及びこの章に定める申請書及び届出書等に係る書類の記入の方法等については、申請書等作成要領（別表第1）において定めるところによる。

第4章 認可計画不遵守等に対する指導及び命令

（業務に関する報告）

第16条 法第42条第1項の業務に関する報告は、規則様式第5号の業務状況報告書を認可を行った総合事務所長等に提出して行うものとする。

2 前項の報告には、次の各号に定める書類を添付するものとする。

- (1) 採取実績を明らかにする書類
- (2) 採石認可の申請時に提出した採石施工計画（規則様式第6号）その2に実績を記載したもの
- (3) 採石認可の申請時に提出した平面図、縦断面図及び横断面図に報告時点の施工状況を示したもの

（立入検査等）

第17条 総合事務所長等は、条例第11条第2項から第5項までの規定に基づき、職員に立入検査を行わせるほか、職員に定期的に採石場へ立ち入らせ、認可計画が遵守されているか確認を行わせるものとする。

2 前項の規定に基づき採石場へ立ち入り、確認を行った職員は、採石場現地調査報告書（要綱様式第12号）により、総合事務所長等に報告するものとする。

（措置命令）

第18条 総合事務所長等は、法第33条の13第2項の命令（以下「措置命令」という。）を行おうとするときは、行政手続法（平成5年法律第88号）第13条第1項第2号の規定に基づき弁明の機会を付与するため、採石業を行う者に対し、弁明書を提出する期限を付して、弁明通知書（要綱様式第13号）により、通知するものとする。

2 総合事務所長等は、前項の弁明通知書に対応して弁明書が提出されたときは、当該弁明書の内容を勘案した上で、措置命令書（要綱様式第14号）により、措置命令を行うものとする。ただし、前項に定める期限までに弁明書が提出されないときは、この限りでない。

3 総合事務所長等が行う措置命令は、認可計画に違反した事実を是正し、当該違反の再発を防止するために当該違反をした採石業を行う者（以下「違反者」という。）が行うべき措置及びその内容を具体的に明示するとともに、当該措置命令が違反者に到達した日の翌日から起算して2日以内に当該措置に着手し、その内容に応じ合理的に必要なとされる期間として当該措置命令において明示した期間内にこれを完了すべきことを内容とするものとする。

4 総合事務所長等は、措置命令を行った後は、随時、当該措置命令の履行状況を確認するものとする。

（措置命令不遵守への対応）

第19条 知事は、違反者が、当該措置命令に従って必要な措置に着手せず、又は当該命令

の履行期限までにこれを完了しないときは、行政代執行法（昭和23年法律第43号）第3条第1項の規定に基づき戒告を行い、期限までにその義務を履行しない場合は、同条第2項の規定による通知を行った上で、代執行を行うものとする。

- 2 総合事務所長等は、知事が前項の規定に基づき代執行を行ったときは、当該違反者に対して、法第34条の4第1項の規定に基づく聴聞を行い、当該聴聞での違反者の主張も勘案した上で、法第33条の12の規定による認可計画の認可の取消し又は6箇月以内の期間の採石の停止の命令（以下「認可取消等」という。）を行うものとする。
- 3 知事は、総合事務所長等が前項の規定に基づき認可取消等を行おうとするときは、法第32条の10の規定による採石業者の登録の取消し又は6箇月以内の期間の採石業者の事業の停止の命令（以下「登録取消等」という。）も併せて検討するものとする。
- 4 知事は、違反者に対して登録取消等を行うときは、刑事告発を検討するものとする。
- 5 認可取消等若しくは登録取消等又は刑事告発は、違反者の違反の程度を勘案し、違反者処分基準（別表第2）に従い行うものとする。

（災害防止のための対応）

第20条 総合事務所長等は、採石に伴う災害を防止するため必要と認めるときは、当該採石に係る採石業者に対し、速やかに、法第33条の9の規定に基づき認可計画の変更を命じ、法第33条の13第1項の規定に基づき災害の防止のために緊急に必要な措置を命じ、又は法第33条の17の規定に基づき災害の防止のために必要な施設を設置することを命じるものとする。

（報告等）

第21条 総合事務所長等は、第18条又は前条の規定に基づき通知、命令等を行ったときは、遅滞なく知事に報告するものとする。

- 2 知事は、第19条又は前条の規定に基づき登録取消等の措置を行ったときは、総合事務所長等に通知するものとする。

（災害報告）

第22条 採石業者は、条例第4条第3項の規定に基づき災害報告を行ったときは、採石場における災害等状況報告書（要綱様式15号）を総合事務所長等に提出するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 鳥取県採石法事務取扱要綱（平成15年3月25日付鳥取県県土整備部長制定）は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成19年1月17日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年10月16日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

別表第1（第15条関係）

申請書等作成要領

第1 採石業者登録

1 採石業者登録申請（省令様式第1）

(1) 申請書の作成

ア 手数料

18,000円（4連符式納付書の納付済証を申請書に貼付）

イ 記載に当たっての留意事項

業務を行う役員については、法人の登記事項証明書に記載されている役員（監査役除く。）すべてを記入すること。

(2) 添付書類の作成

省令第8条第2項各号の書類を作成して添付すること。

2 採石業承継届（省令様式第3及び第4）

(1) 届書の作成

ア 省令様式第3

この届書は、鳥取県において既に採石業者として登録を受けている業者が、事業の全部を譲り受け、又は採石の事業の相続若しくは採石業者との合併（以下「譲受け等」という。）により、採石業者の地位の承継をしたときに作成して提出すること。

イ 省令様式第4

この届書は、鳥取県において採石業者として登録を受けていない業者が、譲受け等により、採石業者の地位を承継したときに作成して提出すること。

(2) 添付書類の作成

省令第8条の3第2項各号の書類を作成して添付すること。

3 登録事項変更届（省令様式第7）

(1) 届書の作成

法第32条の2第1項各号の事項について変更が生じたときに提出すること。

(2) 添付書類の作成

省令第8条の4第2項の書類を作成して添付すること。

4 採石業廃止届（省令様式第8）

(1) 届書の作成

採石業を廃止をしたときに作成して提出すること。

(2) 添付書類の作成

採石業者登録証（要綱様式第4号）を添付すること。添付書類の作成に当たっては記入例を参照すること。

5 再交付申請（要綱様式第16号）

(1) 申請書の作成

ア 手数料

2,000円（4連符式納付書の納付済証を申請書に貼付）

イ 記載に当たっての留意事項

写真（手札形とし、申請前6月以内に撮影した正面上半身像で、その裏面に、撮影年月日、氏名及び年齢を記載したもの）を添付すること。

6 採石業登録証再交付申請（要綱様式第17号）

(1) 申請書の作成

ア 手数料

4,500円（4連符式納付書の納付済証を申請書に貼付）

(2) 添付書類

当該申請に係る法人の登記事項証明書を添付すること。

第2 認可申請

1 採石計画認可申請（規則様式第1号）

- (1) 申請書の作成
 - ア 手数料
74,000円(4連符式納付書の納付済証を申請書に貼付)
 - イ 記載に当たっての留意事項
採石認可を受けようとするときに提出すること。採石認可の申請は、採石を始めようとする日の概ね3月以上前に行うことが望ましい。
- (2) 添付書類及び添付図面等
第9条第2項の表に定める書類及び図面等を添付すること。
- 2 採石跡地資金計画
 - (1) 計画の作成
規則様式第2号に記入すること。
 - (2) 添付書類等
第9条第2項の表に定める書類を添付すること。
- 3 採石施工計画(規則様式第6号)
 - (1) 計画の作成
規則様式第6号に記入すること。
 - (2) 添付書類及び添付図面
第9条第2項の表に定める書類及び図面を添付すること。
- 4 掘削作業計画(規則様式第7号)
 - (1) 計画の作成
規則様式第7号に記入すること。
 - (2) 添付書類及び添付図面
第9条第2項の表に定める書類及び図面を添付すること。
- 5 岩石運搬計画(規則様式第8号)
 - (1) 計画の作成
規則様式第8号に記入すること。
 - (2) 添付書類及び添付図面
第9条第2項の表に定める書類及び図面を添付すること。
- 6 汚濁水等処理計画(規則様式第9号)
 - (1) 計画の作成
規則様式第9号に記入すること。
 - (2) 添付書類及び添付図面
第9条第2項の表に定める書類及び図面を添付すること。
- 7 採取跡地整理計画(規則様式第10号)
 - (1) 計画の作成
規則様式第10号に記入すること。
 - (2) 添付書類及び添付図面
第9条第2項の表に定める書類及び図面を添付すること。
- 8 廃土等堆積計画(規則様式第11号)
 - (1) 計画の作成
規則様式第11号に記入すること。
 - (2) 添付書類及び添付図面
第9条第2項の表に定める書類及び図面を添付すること。
- 9 認可計画変更認可申請(規則様式第3号)
 - (1) 申請書の作成
 - ア 手数料
55,000円(4連符式納付書の納付済証を申請書に貼付)
 - イ 記載に当たっての留意事項
規則様式第3号に記入すること。
 - (2) 添付書類及び添付図面等
当該変更により変更が必要な書類及び図面等を添付すること。
- 10 認可計画軽微変更届(規則様式第4号)
 - (1) 届書の作成

規則様式第4号に記入すること。

(2) 添付書類及び添付図面等

当該変更により変更が必要な書類及び図面等を添付すること。

11 採石計画協議（要綱様式第11号）

(1) 協議書の作成

要綱様式第11号に記入すること。

(2) 添付書類及び添付図面

第14条第2項に定める書類及び図面を添付すること。

第3 業務状況報告等

1 氏名等変更届（省令様式第17）

(1) 届書の作成

省令様式第17に記入すること。

2 岩石採取休止・廃止届（省令様式第18）

(1) 届書の作成

省令様式第18に記入すること。

(2) 添付書類等

廃止後の現況写真を添付すること。

3 業務状況報告（規則様式第5号）

(1) 報告書の作成

規則様式第5号に記入すること。

(2) 添付書類及び添付図面

認可申請を行う者等が作成した掘削状況等を示す図面（平面図、横断面図、縦断面図等）等を添付すること。

別表第2（第19条関係）

違 反 者 処 分 基 準

違 反 条 項	採石場の状況	措 置 基 準			
		一次措置	二次措置	三次措置	四次措置
1 法第32条違反（無登録採取）	災害が発生する恐れがない。又は少ない。	警告 措置命令 (法第33条の13第2項)	刑事告発		
	現に災害が発生し、又は発生する恐れがある。	警告 措置命令 (法第33条の13第2項)	刑事告発		
2 法第32条の10（登録の取消し等）の規定に該当する者					
(1) 第1項第1号に該当する者 (法第32条の4第1項第1号、第3号から第5号まで又は第7号のいずれかの登録拒否事由に該当することとなった者)		事業の全部又は一部停止命令（6箇月） (法第32条の10第1項)	登録の取消し (法第32条の10第1項)		
(2) 第1項第2号に該当する者 (法第32条の4第1項第6号の業務管理者を2週間を超えて置いていない者)		事業の全部又は一部停止命令（1箇月） (法第32条の10第1項)	事業の全部又は一部停止命令（6箇月） (法第32条の10第1項)	登録の取消し (法第32条の10第1項)	
(3) 第1項第3号に該当する者 (法第32条の7第1項の登録事項の変更届出をせず、又は虚偽の届出をした者)		事業の全部又は一部停止命令（1箇月） (法第32条の10第1項)	事業の全部又は一部停止命令（6箇月） (法第32条の10第1項)	登録の取消し (法第32条の10第1項)	
(4) 第1項第4号に該当する者 (法第33条の認可を受けずに採取を行った者)	災害が発生する恐れがない。又は少ない。	措置命令 (法第33条の13第2項)	事業の全部又は一部停止命令（6箇月） (法第32条の10第1項)	登録の取消し (法第32条の10第1項) 刑事告発	
	現に災害が発生し、又は発生する恐れがある。	措置命令 (法第33条の13第2項) 事業の全部又は一部停止命令（6箇月） (法第32条の10第1項)	登録の取消し (法第32条の10第1項) 刑事告発		
(5) 第1項第5号に該当する者 (法第33条の12の認可の取消しを受けた者)		登録の取消し (法第32条の10第1項) 刑事告発			
(6) 第1項第6号に該当する者 (不正の手段により法第32条の登録を受けた者)		登録の取消し (法第32条の10第1項) 刑事告発			
3 法第33条の12（認可の取消し等）の規定に該当する者					
(1) 第1号に該当する者 (法第33条の7第1項の認可の条件に違反した者)		指導	その認可に係る岩石採取場の岩石の採取停止命令（1～6箇月） (法第33条の12)	認可の取消し (法第33条の12)	
(2) 第2号に該当する者 (法第33条の8の遵守義務に違反した者)	・ 条例第9条第1項に該当することとなった場合	監督命令・改善計画 (条例第9条第1項)	措置命令 (法第33条の13第2項)	その認可に係る岩石採取場の岩石の採取停止	認可の取消し (法第33条の12)

	<ul style="list-style-type: none"> ・軽微な違反 ・災害が発生する恐れがない。 			命令(1~3箇月) (法第33条の12)	
	<ul style="list-style-type: none"> ・災害の発生する恐れはない。 ・条例第9条第1項第2号に該当する重大な違反がある 	措置命令 (法第33条の13第2項)	その認可に係る岩石採取場の岩石の採取停止命令(1~6箇月) (法第33条の12)	認可の取消し (法第33条の12)	
	<ul style="list-style-type: none"> ・現に災害が発生し、又は発生する恐れがある。 	措置命令 (法第33条の13第1項)	その認可に係る岩石採取場の岩石の採取停止命令(1~6箇月) (法第33条の12)	認可の取消し (法第33条の12)	
(3) 第3号に該当する者					
ア 法第33条の9の認可採取計画の変更命令に違反した者		その認可に係る岩石採取場の岩石の採取停止命令(1~6箇月) (法第33条の12)	認可の取消し (法第33条の12)		
イ 法第33条の13第1項の緊急措置命令又は採取停止命令に違反した者		認可の取消し (法第33条の12)			
(4) 第4号に該当する者 (不正の手段により法第33条の認可を受けた者)		認可の取消し (法第33条の12)			
4 法第33条の16(譲渡した堆積物等の管理)の規定に違反して、災害の防止に関する措置を講じなかった者		指導	刑事告発		
5 法第33条の17(岩石の採取を廃止した者に対する災害防止命令)の規定に違反した者		指導	刑事告発		
6 法第34の2(帳簿の備付け等)の規定に違反して帳簿を備えず、同条に規定する事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかった者		指導	再指導	刑事告発	
7 法第42条第1項(報告及び検査)の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者					
8 法第32条の6第2項(承継)の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者		指導	再指導	過料の申立 (法第46条)	
9 法第32条の8(廃止の届出)の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者					
10 法第33条の5第4項(氏名等変更届出)の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者					

11 法第33条の5第4項（変更の認可等）の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者					
12 法第33条の10（休止及び廃止の届出）の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者					
13 法第33条の15（標識の掲示）の規定に違反した者					

- 注) 1 本表により措置を行うときは、措置基準欄の一次措置から行うものとし、違反者がこれに従わない場合は二次措置以降の措置を行う。
ただし、重大な災害を発生させた者又は悪質な違反者については、この限りでない。
- 2 複数の条項に該当する場合は、より重い措置基準に従い措置を行う。

要綱様式第1号（第4条関係）

誓約書（申請者用）

私は、採石法（昭和25年法律第291号）第32条の4第1項第1号から第5号まで及び第7号に規定されている欠格要件に該当しないことを誓約します。

なお、この誓約が事実と異なるときは、登録を取り消されても異議を申しません。

年 月 日

住所

登録申請者名 印
（法人にあっては、名称及び代表者の職氏名）

鳥取県知事

様

備考

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。
- 2 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署すること。
- 3 日付は登録申請する日とすること。
- 4 登録申請者名については、申請者の氏名又は名称、法人にあっては代表者の氏名を記載すること。

要綱様式第2号（第4条関係）

誓約書（業務管理者用）

私は、採石法（昭和25年法律第291号）第32条の4第1項第1号から第4号までに規定されている欠格要件に該当しないことを誓約します。

年 月 日

住所

業務管理者名

印

鳥取県知事

様

備考

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。
- 2 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署すること。
- 3 日付は登録申請する日とすること。
- 4 業務管理者名は登録を受けようとする事務所に置く業務管理者の氏名を記載すること。

業務管理者雇用証明書

下記の者は、（登録申請者名）が雇用している者であることを証明します。

年 月 日

住所

登録申請者名 印
（法人にあつては、名称及び代表者の職氏名）

鳥取県知事 様

記

業務管理者名	従事する事務所名	生年月日	合格証又は認定証の番号	区分	
				代表者	従業員
		年 月 日	合格・認定 第 号	代表者	
		年 月 日	合格・認定 第 号	役員	
		年 月 日	合格・認定 第 号	従業員	
		年 月 日	合格・認定 第 号	代表者	
		年 月 日	合格・認定 第 号	役員	
		年 月 日	合格・認定 第 号	従業員	

備考

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。
- 2 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署すること。
- 3 日付は登録申請する日とすること。
- 4 登録申請者名については、申請者の氏名又は名称、法人にあつては代表者の氏名を記載すること。
- 5 この様式に代えて雇用契約書を添付してもよい。

採石業者登録証

鳥取県採石登録第 号

名 称

代 表 者 名

事務所所在地

年 月 日付けで申請の採石業に
ついては、採石法（昭和25年法律第291号）第32条
の規定により登録する。

年 月 日

鳥取県知事

要綱様式第6号（第6条関係）

誓約書（承継人用）

私は、採石法（昭和25年法律第291号）第32条の4第1項第1号から第5号まで及び第7号に規定されている欠格要件に該当しないことを誓約します。

年 月 日

住所

承継人名 印
（法人にあつては、名称及び代表者の職氏名）

鳥取県知事

様

備考

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。
- 2 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署すること。
- 3 日付は届出する日とすること。
- 4 承継人名は、承継人の氏名又は名称、法人にあつては代表者の氏名を記載すること。

要綱様式第7号（第7条関係）

誓約書（役員変更用）

下記の役員は、採石法（昭和25年法律第291号）第32条の4第1項第1号から第4号までに規定されている欠格要件に該当しないことを誓約します。

なお、この誓約が事実と異なるときは、登録を取り消されても異議を申しません。

年 月 日

住所

変更登録届出者名 印
（法人にあっては、名称及び代表者の職氏名）

鳥取県知事 様

役職名	役員の氏名	役員が行う業務

備考

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。
- 2 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署すること。
- 3 日付は届出する日とすること。
- 4 変更に係る役員の役職名、氏名、業務の内容を記載すること。

要綱様式第9号（第9条関係）

関 係 法 令 調 書							
番号	関係法令	適用の有無	必要な許認可等の内容	処分の内容または 処分を受ける見込み等	所管課 (関係課)	許認可日 申請日	許認可 期間
1	自然公園法	有・無					
2	農地法	有・無					
3	森林法	有・無					
4	河川法	有・無					
5	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	有・無					
6	地すべり等防止法	有・無					
7	鳥取県砂防指定地管理条例	有・無					
8	道路法	有・無					
9	公有水面埋立法	有・無					
10	文化財保護法	有・無					
11	国有財産法	有・無					
12	大気汚染防止法	有・無					
13	水質汚濁防止法	有・無					
14	騒音規制法	有・無					
15	土壌汚染対策法	有・無					
16	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	有・無					
17	鳥取県景観形成条例	有・無					
18	鳥取県開発事業指導要綱	有・無					

採 石 計 画 認 可 台 帳

作成年月日 年 月 日

整理番号

採石場	名称：	所在地：	電話
事務所	名称：	所在地：	電話
申請者	氏名(名称)：	住所：	電話
業務管理者	氏名：	住所：	電話
	氏名：	住所：	電話
開発計画の有無	有 (全体計画の期間 年、年次計画の数 計画、鳥取県開発指導要綱による同意年月日 年 月 日) ・ 無		
認可番号			
認可年月日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
認可期間	自 年 月 日 至 年 月 日	自 年 月 日 至 年 月 日	自 年 月 日 至 年 月 日
採取面積	m ²	m ²	m ²
保全区域	m ²	m ²	m ²
掘削区域	m ²	m ²	m ²
その他	m ²	m ²	m ²
岩石の種類等			
採取岩石量			
採取方法			
主な認可条件			
変更認可	年 月 日	年 月 日	年 月 日
変更事項			

※整理番号	
※受理年月日	年 月 日

年 月 日

採 石 計 画 協 議 書

職氏名 様

住所
協議者
氏名 印

採石法第42条の2の規定により、次のとおり採石計画の協議をします。

1 工事の区域	工事名			
	工事場所			
	区域面積			
	発注側担当者			
	施工側担当者			
2 採取をする岩石の種類及び数量	種 類	数 量	m3	
		(m3)	
3 採取の期間	工事期間	年 月 日～	年 月 日	
4 岩石の賦存の状況	賦存状況			
	確認方法			
5 採取岩石の用途	用 途			
	工事名			
	工事場所			
	工事期間	年 月 日～	年 月 日	
	発注側担当者			
	施工側担当者			
6 採石の方法及び採取のための設備その他の施設に関する事項	工事計画	別添図面のとおり		
	設計に当たり参考にした基準			
7 採石に伴う災害の防止のための方法及び施設に関する事項	施工に当たり遵守する基準			
8 廃土又は廃石の堆積の方法及び脱水ケーキの処理の方法				

備考

- 1 用紙の大きさは日本工業規格A列4番とすること。
- 2 ※の項は、記載しないこと。

要綱様式第12号（第17条関係）

採石場現地調査報告書

局長	副局長	課長	課長補佐 主幹	係長 副主幹	合議	主査
日時				場所		
確認者				対応者		
確認項目				調査結果	不適の場合その内容	
1	掘削状況					
	区域外で採取していないか			適・不適		
	階段掘削が行われているか			適・不適		
	掘削勾配は計画どおりか			適・不適		
	小段幅は計画どおりか			適・不適		
	掘削面は安全か(オーバーハング、亀裂等)			適・不適		
	掘削斜面に異常がある場合の措置			適・不適		
2	排水路管理					
	汚濁水が流出していないか			適・不適		
	排水施設が管理され機能しているか			適・不適		
3	廃土・廃石管理					
	廃土・廃石の処理・堆積は計画どおりか			適・不適		
	脱水ケーキ等の処理は適切か			適・不適		
4	第三者への危険防止					
	採石場への進入防止柵の設置			適・不適		
	公道等を汚損していないか			適・不適		
5	その他					
	業務管理者の管理監督は適切か			適・不適		
【特記事項】						

備考

- 1 調査した項目についてその適・不適を丸等で囲み不適の場合はその内容を記載すること。
- 2 確認する必要がない項目については、二重線で削除すること。
- 3 特記事項の欄には、業者へ指示した事項等を記載すること。
- 4 必要に応じて、採石場の状況を明らかにする写真等を添付すること。
- 5 この様式に準じた任意の様式に代えることができる。

弁明通知書

（番号）

様

あなたは、予定されている下記の不利益処分について、行政手続法（平成5年法律第88号）第13条第1項第2号の規定に基づき弁明を行うことができますので、同法第30条の規定により通知します。

年 月 日

（ 職 氏 名 ）



記

弁明の件名	
予定される 不利益処分の内容	
根拠となる法令の条項	
不利益処分の原因 となる事実	
弁明書の提出先	
弁明書の提出期限	年 月 日（ ）
備 考	

要綱様式第14号（第18条関係）

（ 番 号 ）

（住所）

（氏名）

年 月 日付鳥取県指令 第 号で認可した採石計画については、
（ 年 月 日の現地調査の結果、）採石法（昭和25年法律第291号）第33条の8
の規定に違反して採石が行われていることが確認された。

については、採石に伴う災害の防止のため必要な措置を講ずる必要があるため、採石法第
33条の13第2項の規定に基づき、下記のとおり措置するよう命ずる。

年 月 日

（ 職 氏 名 ） 

記

（以下命令内容）

（教示）

この処分不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3
か月以内に、鳥取県知事に対して審査請求をすることができます。また、処分の取消しの
訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、鳥取県を被
告として（訴訟において鳥取県を代表する者は鳥取県知事となります。）、提起すること
ができます。

なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分の
日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることはできなくなります。また、
処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日の翌日
から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。
ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場
合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌
日から起算して6か月以内に提起することができます。

備考

- 1 名宛人が法人の場合は、氏名に代えてその法人の名称及び代表者の氏名を記載す
ること。
- 2 採石場現地調査報告書等現地調査を行った結果を明らかにする書面を添付する
こと。

要綱様式第15号（第22条関係）

採石場における災害等状況報告書

（業者使用欄）

採取場の状況等	業者名		採取場名	
	所在地		発生日時	年 月 日 () 時頃
	災害状況等	(被害の状況) (被害の規模) (被害者等) (現在の状況)		
	被災時の状況	(被災時の気象状況) (被災時の作業状況)		
採石場外への影響等	第三者への被害	人的被害		
		家屋等への被害		
	他機関への影響等	道路		
		河川		
		その他公共機関		

（総合事務所等使用欄）

総合事務所等の対応	現地確認日時	年 月 日
	被害の状況	
	業者への指示等	
	今後の対応	

備考

- 1 事実判明後はこの様式によらず、速やかに各総合事務所等に報告すること。
- 2 第1報後、速やかにこの報告書を作成し、各総合事務所等に報告すること。
- 3 被害の状況が分かる図面・写真等を添付すること。

×整理番号	
×受理年月日	年 月 日
×再交付年月日	年 月 日

（×印の項は、記載しないこと）

再 交 付 申 請 書

鳥取県知事 様

年 月 日

住 所
氏 名 印

採石業務管理者合格証・認定証の再交付を受けたいので、鳥取県採石事務取扱要綱第8条の2第1項の規定により申請します。

生年月日	
理 由	

（備 考）

- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。
- 2 ×印の項は、記載しないこと。
- 3 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署すること。
- 4 「合格証・認定証」は、いずれか一方を消すこと。

×整理番号	
×受理年月日	年 月 日
×再交付年月日	年 月 日

（×印の項は、記載しないこと）

採石業者登録証再交付申請書

鳥取県知事 様

年 月 日

住 所

氏名又は名称及び
法人にあっては、
その代表者の氏名

印

採石業者登録証の再交付を受けたいので、鳥取県採石事務取扱要綱第8条の2第2項の規定により申請します。

登録年月日	
理 由	

（備 考）

- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。
- 2 ×印の項は、記載しないこと。
- 3 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署すること。